

## 臨時営業について

### 1 臨時営業について

本県では、これまで、縁日祭礼において屋台等で飲食の提供を行う営業（臨時営業）については、食品衛生法に基づく「許可」を必要とせず、営業者に対しては、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例に基づき、営業報告を求めてきました。

しかし、更なる食品衛生の向上を目指して、平成 30 年に食品衛生法が改正されたことや、近年、地域で開催される様々な行事では、屋台等での飲食の提供方法もより多様化し、一層の衛生管理が求められていることから、本県においても、臨時営業を許可が必要な業種に整理し、新たに施設基準を設け、令和 4 年 6 月 1 日から許可制度の運用を開始しました。

### 2 臨時営業の対象行事

実施主体（国、地方公共団体、法人又は団体）が一定の目的をもって開催する以下に例示する行事で、開催期間が概ね 1 か月程度を超えない一時的である行事が対象となります。

- (1) 神社・仏閣の縁日・祭礼
- (2) 地域や産業の活性化を目的とした行事
- (3) 復興支援や慈善活動を目的とした行事
- (4) 国際交流を目的とした行事
- (5) スポーツ・音楽・演芸等の興行・公演
- (6) フードフェスティバル
- (7) その他これに類する行事

### 3 臨時営業の種類

- (1) 屋台型臨時営業  
移動可能な組立て式テント等の施設で行う営業
- (2) 簡易固定型臨時営業  
撤去可能なコンテナハウス等で行う営業

### 4 営業区域等

営業区域、指導等について、神奈川県内保健所設置自治体（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市）で、「屋台型臨時営業に関する申し合わせ」により、許可を受けた自治体以外の神奈川県内の区域においても営業が認められ、営業中はその営業区域を所管する自治体が指導を行います。